

公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料

土地使用料及び建物使用料の算出方法について、茅ヶ崎市都市公園条例を適用した場合は、次のとおりとなる。

なお、(仮称)柳島スポーツ公園における土地使用料及び建物使用料の算出方法は、茅ヶ崎市都市公園条例等を参考に別途定める条例で規定する。

(参考) 茅ヶ崎市都市公園条例 別表第2 (第12条関係)

・公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料

許可種別	区分	単位	算出方法
公園施設の設置 又は管理の許可 による土地又は 施設の使用料	(1) 土地	1 年	使用部分にかかる土地の価格×(3/100) の算式により算定した額
	(2) 建物		使用部分にかかる建物の価格×(6/100) +当該建物の敷地のうち、当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、(1)を準用して算定した額

上述の内容に基づき、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業における土地使用料は次のとおりとする。

1年間あたりの土地使用料は、2,601円/㎡となる。

また、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業における建物使用料については、市では選定事業者が設置する建物の価格及び建築面積等が想定できないため、具体的な使用料の公表は行わないものとする。

なお、土地使用料及び建物使用料については、毎年度価格の見直しを実施することから、現時点での参考値とする。